

平成 25 年

第 4 回市議会定例会 議案第 27 号

函館市温泉供給条例の一部改正について

函館市温泉供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市温泉供給条例の一部を改正する条例

函館市温泉供給条例（昭和 43 年函館市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の表中「1, 890 円」を「1, 944 円」に、「2, 100 円」を「2, 160 円」に改める。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条の規定は、平成 26 年 4 月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年 3 月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 15 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い、温泉供給料金および温泉供給装置工事の工事費について消費税等相当分を改定するため